

国立大学法人東京農工大学職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第5章 労働時間及び休暇等</p> <p><u>第39条 削除</u></p>	<p>本則</p> <p>第5章 労働時間及び休暇等</p> <p>(配偶者同行休業)</p> <p><u>第39条 配偶者同行休業について必要な事項は、国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程による。</u></p>	

附 則(平成30年7月2日規則第6号)
この規則は、平成30年7月2日から施行する。